

第 8 号報告

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 9 月 1 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

專 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、昭和４６年３月１８日議会の議決により指定された「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年7月7日

東大和市長 尾崎 保夫

記

損害賠償の額を定めることについて

件名	損害賠償額	相手方
立野南緑地の除草 作業時の物損事故 による損害賠償	５６，３０５円	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]